

平成30年9月1日から、指定難病の特定医療費の自己負担上限月額
決定に当たり、**「寡婦（夫）控除のみなし適用」が実施されます。**

寡婦（夫）控除のみなし適用とは？

要件を満たす方について、寡婦（夫）控除が適用されたものとみなして算出した市町村民税（その結果、非課税となる場合を含む）を基礎として、医療費の自己負担上限月額を算定するものです。

みなし適用の上算出した市町村民税の状況によっては、適用前より自己負担の少ない階層区分に決定される※ことがあります。

※ 生活保護受給者、市町村民税世帯非課税者、人工呼吸器等装着者に該当し、認定される場合には、寡婦（夫）控除のみなし適用を実施しても、自己負担上限月額が減額されません。

※ あくまでもみなし適用のため、市町村民税自体は減額されません。

寡婦（夫）控除のみなし適用の要件は？

患者または保護者・支給認定基準世帯員の方で

○法律上の婚姻をすることなく、父または母となった方

○現時点（申請時及び前年末）において、婚姻をしていない方

寡婦控除等のみなし適用を受けるには？

○みなし適用には、**申請が必要**となります。

○要件に該当するかを確認するため、**戸籍全部事項証明書等の書類を提出**していただく必要があります。

<参考：自己負担上限額一覧表> **赤枠の方のみ、自己負担が減額となる可能性があります。**

階層区分	階層区分の基準		自己負担上限月額		
			一般	高額かつ長期	人工呼吸器等装着者
生活保護	—		0円	0円	0円
低所得Ⅰ	市町村民税	本人収入 ～80万円	2,500円	2,500円	1,000円
低所得Ⅱ	非課税（世帯）	本人収入 80万円超	5,000円	5,000円	
一般所得Ⅰ	市町村民税所得割額	7.1万円未満	10,000円	5,000円	
一般所得Ⅱ	市町村民税所得割額	7.1万円以上 25.1万円未満	20,000円	10,000円	
上位所得	市町村民税所得割額	25.1万円以上	30,000円	20,000円	